

財政福祉委員会資料

(追加分)

目 次

	頁
1 市内人口に占める個人市民税の減税額階層別納税義務者数等	1
2 個人市民税の税額等の試算（モデルケース）	2

平成29年3月17日

財 政 関 係

1 市内人口に占める個人市民税の減税額階層別納税義務者数等

区 分		人 数 (人)	構成比 (%)	減 税 額 (百万円)	構成比 (%)
非課税者	控除対象配偶者	256,159	11.1 (11.1)	—	—
	扶養控除の対象者	436,766	19.0 (30.1)	—	—
	そ の 他	476,767	20.8 (50.9)	—	—
納 税 義 務 者	200円以下	59,639	2.6 (53.5)	12	0.1 (0.1)
	200円超 1,000円以下	90,917	4.0 (57.5)	58	0.7 (0.8)
	1,000円超 5,000円以下 <small>453,430人</small>	448,595	19.5 (77.0)	1,353	16.0 (16.8)
	5,000円超 1万円以下 <small>680円</small>	309,258	13.5 (90.5)	2,215	26.2 (43.0)
	1万円超 2万円以下	159,088	6.9 (97.4)	2,157	25.5 (68.5)
	2万円超 5万円以下	49,093	2.1 (99.5)	1,422	16.8 (85.3)
	5万円超 10万円以下	7,997	0.4 (99.9)	539	6.4 (91.7)
	10万円超 20万円以下	2,484	0.1 (100)	335	4.0 (95.7)
	20万円超 50万円以下	785	0.0 (100)	226	2.7 (98.4)
	50万円超	151	0.0 (100)	138	1.6 (100)
推 計 人 口		2,297,699	100	8,455	100

- (注) 1 非課税者数、納税義務者数及び減税額は平成28年度(見込)である。
- 2 扶養控除の対象者数には、16歳未満の扶養親族を含む。
- 3 推計人口は、国勢調査結果を基礎とし、毎月の住民基本台帳人口などの異動数を加減して推計したものであり、平成28年度の賦課期日(1月1日)時点の人数である。
- 4 () 書きは累計である。

2 個人市民税の税額等の試算（モデルケース）

(1) 給与所得者（夫婦と子2人の世帯）

ア 税額等

(単位：円)

給与収入額	市民税額	減税額
100万円	0	0
200万円	0	0
300万円	46,400	2,700

イ 課税される最低収入額

2,558,000円

(注) 試算の前提条件は以下のとおりである。

- ・配偶者は控除対象配偶者、子は16歳未満
- ・減免の適用は無し
- ・一定の社会保険料を控除

(2) 年金所得者（70歳の夫婦世帯）

ア 税額等

(単位：円)

年金収入額	市民税額	減税額
100万円	0	0
200万円	0	0
220万円	3,300	200
230万円	14,700	1,000
300万円	51,800	3,000

イ 課税される最低収入額

2,111,000円

(注) 試算の前提条件は以下のとおりである。

- ・配偶者は老人控除対象配偶者
- ・減免の適用は無し
- ・一定の社会保険料を控除

